質問第一三号

大規模小売店舗 の進出規制と商業活動調整協議会委員の選定に関する質問主意書

右の 質問主意書を提出する。

昭和五十一年五月二十日

提 出 者 田 中 美 智 子

議 院 議 長 前 尾 繁 三 郎 殿

衆

大 規 模 小 売 店 舗 \mathcal{O} 進 出 規 制 لح 商 業 活 動 調 整 協 議 会 委 員 \mathcal{O} 選 定 に 関 す る 質 問 主 意 書

近 年 大 ス パ \mathcal{O} 進 出 特 に 大 規 模 小 売 店 舗 法 \mathcal{O} 施 行 12 伴 1 許 可 制 が 届 出 制 12 改 8 5 れ 7

商 以 店 来 街 大 小 ス 売 パ 市 場 で \mathcal{O} 無 t 倒 制 産 限 B な 転 新 廃 増 業 設 に が 続 ょ り、 出 し、 全 残 玉 0 \mathcal{O} 中 た 小 小 売 小 店 売 店 ŧ 売 は 上 げ 地 が 元 三 は 言う 割 減 に 五. 及 割 ば ず、 減 周 じ 辺

わ

 \mathcal{O}

ľ わ 倒 産 B 転 廃 業 ^ と 追 1 0 8 5 れ 7 1 る \mathcal{O} が 実 情 で あ る

こう L た 傾 向 は 名 古 屋 市 に お 1 7 £ 例 外 で な く 例 え ば 名 古 屋 市 西 区 \mathcal{O} ダ 1 Y 干 ン F シ テ 1

ジ ヤ ス コ 店 を 4 7 ŧ 同 店 \mathcal{O} 進 出 は 周 辺 \mathcal{O} 商 店 街 小 売 市 場 に 深 刻 な 打 撃 を 与 え 7 1 る。

 \mathcal{O} 小 売 商 店 \mathcal{O} う ち そ \mathcal{O} 七 割 が 売 上 げ 低 下 を 訴 え 7 お り、 ま た 同 店 周 辺 \mathcal{O} 名 塚 ス 1 ア] は \bigcirc 店

舗

あ

0

た

£

 \mathcal{O}

が

ジ

t

ス

コ

店

開

店

以

来

__

年

に

L

7

わ

ず

カ

七

店

舗

と

な

り、

香

吞

市

場

六

店

舗

が

兀

店

舗 に、 万 代 市 場 八 店 舗 が 兀 店 舗 に、 平 六 ス 1 ア] 六 店 舗 が 六 店 舗 に ٢, 次 々 に 転 廃 業 を 余 儀 な

者 < 事 \mathcal{O} 元 か さ 中 0 \mathcal{O} 商 12 許 保 れ 小 店 無 護 小 街 て 可 残 育 売 に 7 制 \mathcal{O} 大 る。 に 成 業 破 多 す 者 壊 \mathcal{O} 数 こう る に す た \Diamond 対 \mathcal{O} などに る す に L 反 か 必 る行政 対 を た を押 ょ 要な 実 如 り、 態 実 公姿勢 施 L は、 に 策 切 大 物 大 ス を \mathcal{O} つ 語 て、 強] 反 ス 0 映 パ 1 力 7 で 12 名 パ 1 あ 推 0) 古 1 るところ り、 無 進 屋 \mathcal{O} す 無 制 商 べ 限 今こそ政 調 制 きで な 協 で 限 進 が あ な 決 出 あ る 進 定 府 が、 を 出 ると考える。 規制 は が L 深 た 中 今 とい 刻 することこそ、 般 小 な実 小 な う事 お、 売 態 現 店 を直 実で 行 \mathcal{O} 同 営 届 店 視 業 出 あ \mathcal{O} 中 る。 制 Ļ 店 権 と 小 を 舗 都 中 生 小 拡 売 道 小 張 活 れ 業 小 は を、 府 権 者 県 売 政 を 業 府 V \mathcal{O} 知 地

会 さ か 0 ね 5 そ 自 融 ば れ 主 資 だ な 的 を受け、 5 カュ 判 な 5 ここそ 断 7 に とい 小 中 ま 売 か うことで 小 べされ 商 小 の 近: 売 業 るものであ 代化運 あ 者 る。 \mathcal{O} 利 営資 名 古 益 ý, を 金 守 屋 制 とやかく介入すべきものでないことは言をまた 市 る 度を設けることを決定し 商 た 8 店 に 街 連 ŧ, 合 会 商 は 調 同 協 市 を 構 内 成 て \mathcal{O} す 百 ١ ر 貨 る る。 店、 委 員 ک 大 \mathcal{O} 0 型 選 決 定 定 ス は、 は 慎 パ な 1 重 同 \ \ \ 連合 数 を 社 期 道

で

あ

る

と考える。

映 代 間 で 表 題 きる す は _ る 0 かどう 商 調 ょ う 協 か に \mathcal{O} 百 貨 委 は な 員 店 は で だ 大 あ 疑 型 ると 問 ス で] 1 パ あ う ると言 事 と 実 で 特 わざるを得 あ 殊 る。 な 利 こう 害 関 な し 係 1 た に 0 委 あ 員 前 る 同 記 が 大 連 小 型 売 合 店 会 商 \mathcal{O} 全 \mathcal{O} 再 体 理 拡 事 \mathcal{O} 張 意 長 許 見 が 可 小 を に 売 正 至る 業 L < 者 経 反 を

過 か 5 ₽, 小 売業者 か 5 多く (T) 疑 問 が 寄 せ られ てい るところで あ る。

ょ つ て 次 \mathcal{O} 事 項 E 0 1 て、 政 府 \mathcal{O} 明 解 な 見 解 を 求 \emptyset る。

 \mathcal{O} 措 政 大 府 規 置 を 模 は、 لح 小 名 古 売 る べ 店 き 屋 舗 で 市 \mathcal{O} 新 \mathcal{O} あ 先 増 ると考 設 \mathcal{O} 例 12 当 えるが、 のごとき、 た つ て どう は 中 現 小 か 行 小 政 売 届 業 府 出 者 制 は 中 を \mathcal{O} 深 小 都 刻 小 道 な 売 府 実 県 業 者 態 知 をどう認 事 \mathcal{O} か \mathcal{O} か 許 る 可 識 窮 制 状 に L 変 7 を どう 更 () す る る か。 打 など 開

商 前 業 記 活 小 売 動 業 調 整 者 協 を代 議 会 表 $\overline{\mathcal{O}}$ す 運 る 用に 商 調 つ 協 ٧, 委 員 て」(昭 が 百 和四十九 貨 店、 大 型 年二 ス 月二十八] パ と 日付、四九 特 殊 な利害 産 関 局 係 一二三号)の、 に あ る 0) は、

よう

て

1

る

 \mathcal{O}

カン

商 調 協 委員選定に当たつての留意点、「①小売業者を代表する委員については、 当 該 地 域 \mathcal{O} 小

売商 全体 \mathcal{O} 意見を正しく反映されること」及び 「④百貨店、スーパ 一等特定 の大型小 元完業者 0)

納 入業者等特殊な利害関係のある委員は選定しないよう十分に注意すること」のいずれにも抵

触するものであると考えるが、政府の見解を聞きたい。

右質問する。

六